三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市山代町城字平谷四〇七五、四〇七六の一、四〇八五の一、四〇九六の一、四一〇九、四一一五、四一一六、四一五〇、四一五三の二、四一六二、四一六六、四一七〇、四一七七、字大吉四一八五、四一九〇の一、四一九四、四二二一、四二二二、四二二九、四二四五、字山之上四二八六の一、四二九二、四二九五、四二九八の二、四二九九の一、四三六六の一、四三六六の三、四三六六の四、四三八六、四三八九、四三九〇、四三九二、四三九四、四三九五、字畦ノ平三三〇八の二、三三三〇の一、三三三〇の三、三三三五の一、三三三八、字吉納家三三六二、三三六三、三三六五から三三六七まで、三三六九から三三七一まで、三三七五、三三七七、三三七九、三三八〇の一、三三八〇の二、三三八一、三三八八、三三八九、三三九〇の一、三四一二の二四、三四一二の二五、三四一二の五七、三四一四の一、三四一四の三、三四一五、三四一七の一、三四二一の一、三四二一の二、三四二五の二、佐賀市富士町大字大串字一本黒木一三九三の四三、一五三五の四五、一五三五の四七、一五三五の六九、一五三五の七六、一五三五の八九、一五三五の九〇、一五三五の一〇三、一五三五の一〇四、字三本松七五三の一、七五三の七一、七五三の七二、大字麻那古字下嶽二六八一の一二（次の図に示す部分に限る。）、鹿島市大字山浦字大ノ平丁三三三二の一、丁三三三、丁三三七一

二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市社字小洞四一二〇のロ、字大門口四一二二、四一二三のイ、四一二三のロ、四一二四から四一二七まで、四二三八の一、四二三八の三から四二三八の六まで、字沼間入日影四一二八のイの一から四一二八のイの三まで、四一二八のイの五から四一二八のイの一一まで、四一二八のロ、字矢ノ入四一二九の一、四一二九のイ、四一二九のハ、四一二九のニ、四一三〇のイの一から四一三〇のイの六まで、四一三〇のロ、字沢辺四一三一の一、四一三一の二、字東ノ入四一三二の一、四一三二の三から四一三二の六まで、四一三二のイ、四一三二のロ、四一三二のニ、四一三二のホ、四一三二のへの一、四一三二のへの二、四一三二のチ、四一三二のリ、四一三二のヌ、四一三二のル、四一三二のヲ、四一三二のワ、四一三二のカ、四一三二のヨ、四一三二のタ、字大平日向四一三三の三から四一三三の六まで、四一三三のイの一、四一三三のロ、四一三三のハ、四一三三のホ、四一三三のへ、四一三三のトの一、四一三三のトの二、四一三三のチ、四一三三のリ、字日向四一三四の一、四一三四のニ、四一三四のイ、四一三四のロ、四一三四のハ、四一三五の一から四一三五の四まで、四一三五のイ、四一三五のハの二、四一三六の一、四一三六のニ、四一三六のホの一、四一三六のホの二、四二三三の一、四二三三の二、四二三三のロ、字山寺四一三七の一から四一三七の三まで、四一三八の一、四一三八の二、四一四〇の一、四一四〇の二、四一四一の一、四一四二、四一四三の一、四一四三の二、四一四四から四一四七まで、四一四八の一、四一四八の二、四一四九、四一五〇の一、四一五〇の二、四一五一から四一五四まで、四一五五の一から四一五五の三まで、四一五六の一、四一五六の二、四一五七の一、四一五七の二、四一五八の一、四一五八の二、四一六〇、四一六一の一、四一六一の二、四一六二、四一六三、四一六七から四一七一まで、四一七六、四一七七、四一七八の一、四一七八の二、四一七九の一、四一七九の二、四一八〇の一から四一八〇の三まで、四一八一から四一九三まで、四一九四の一から四一九四の三まで、四一九五、字山ノ神四二三四のイ、四二三四のロ、四二三五、字大門口日向四二三七

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐江川字鍋谷三四五九の一、三四六〇の二、三四六一から三四六四まで、字サレサコ山三四七八の三、三四七八の六、三四七九の一、三四七九の三、三四八〇の三、四七二一の二九、四七二一の三三

二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鍋谷三四五九の一・三四六〇の二・三四六一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字サレサコ山三四八〇の三、四七二一の三二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐江川字ヌタノホリ三四〇三、四七一二の三、字城ノ崎三四〇四、三四〇五の一、三四二三、三四二四

二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヌタノホリ四七一二の三・字城ノ崎三四〇四・三四〇五の一・三四二三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。